

総務文教常任委員会

令和7年6月23日（月）
午前10時～ 全員協議会室

1 開議

〔事務局日程説明〕

2 議案審査

市長公室

- (1) 第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞
(2) 第4号議案 石田梅岩記念館に係る指定管理者の指定について
＜説明～質疑＞

総務部

- (1) 第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞
(2) 第2号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について
＜説明～質疑＞

～ 休 憩 ～

教育部

- (1) 第1号議案 令和7年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞

3 討論～採決

4 陳情・要望について

- (1) 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する
陳情書（郵送）

(裏面あり)

(2) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書
(持参)

5 議会だより掲載事項について

6 行政報告

総務部

(1) 第1回国際安全都市アジア市民大会

7 その他

(1) 他都市先進地視察のまとめについて

(2) 精華町防災食育センターの行政視察について

(3) 来月以降の日程等について

令和7年6月

総務文教常任委員会

【市長公室】

資料

- トルスカヴェーツ市（ウクライナ）との交流開始について
- 第8回世界青少年「志」プレゼンテーション大会を開催

トルスカヴェーツ市（ウクライナ）との交流開始について

亀岡市はクニッテルフェルト市（オーストリア）、ジャンヂーラ市（ブラジル）、スティルウォーター市（米国）と姉妹都市盟約を、蘇州市（中国）と友好交流都市盟約を締結し、スタディアブロードプログラム（中学生海外派遣研修事業）や訪問団の相互派遣などを行い、交流を重ねているところです。

今年2月、ウクライナとの交流をもつ市内NPO法人の推薦もあり、大阪・関西万博を契機とした「万博国際交流プログラム」事業（内閣官房）に、亀岡市はウクライナを相手国として登録。万博を盛り上げると同時に、亀岡市民に対する国際理解及び平和学習を推進するため、ウクライナとの国際交流事業を実施することとなりました。

交流に向けた調整を進める中で、ウクライナ西部のトルスカヴェーツ市（Truskavets）より、亀岡市との強い交流希望が寄せられたことから、次のとおりトルスカヴェーツ市との交流を開始します。

● トルスカヴェーツ市訪問団の亀岡市受入

期 間： 令和7年7月16日（水）～7月22日（火）＜7日間＞

メンバー： トルスカヴェーツ市長 アンドリー・クルチンスキー氏
市議会議員（兼国際交流部部长） ルスラン・プリスタイ氏
顧問（元外交官） ヴァディーム・スイヂャチェンコ氏
通訳（語学講師） オクサーナ・ピスクノーヴァ氏

交流内容： 市長・議長表敬訪問、市内視察、
樟田野小学校訪問交流、友好記念シンポジウム など

滞在スケジュール（予定）：

	と き	内 容
1	16日（水）	亀岡市 着
2	17日（木）	樟田野小学校・市内NPO訪問、市内視察、 市長・議長表敬訪問、訪問団歓迎会
3	18日（金）	大阪・関西万博 訪問（ウクライナ館など）
4	19日（土）	視察（調整中）
5	20日（日）	視察（調整中）
6	21日（月・祝）	友好記念シンポジウム
7	22日（火）	亀岡市 発（帰国）

● 亀岡市×トルスカヴェーツ市友好記念シンポジウム

日 時： 7月21日（月・祝）午後1時30分から

場 所： ガレリアかめおか2階大広間

内 容： 【友好合意書調印式】

桂川市長、クルチンスキー市長

【第一部】特別講演（調整中）

講師：岡部芳彦 氏＜神戸学院大学教授・在神戸ウクライナ
名誉領事館領事＞

【第二部】市長対談（調整中）

パネリスト：桂川市長、クルチンスキー市長

ファシリテーター：岡部芳彦 氏

通訳：オクサーナ・ピスクノーヴァ 氏

*その他写真パネル展等を検討

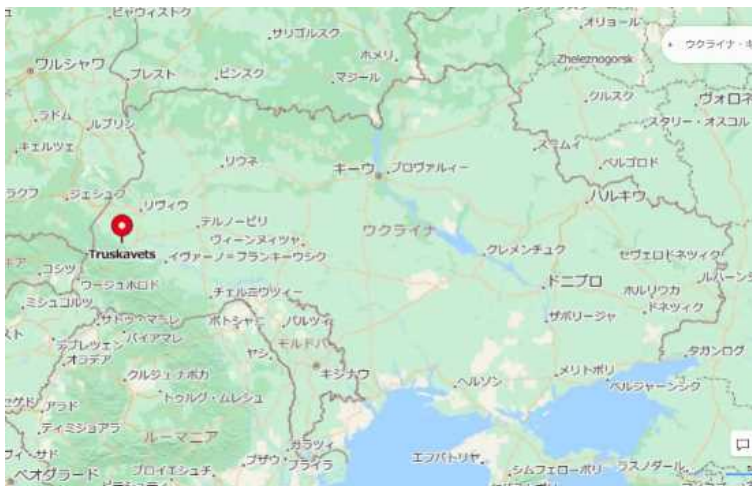
定 員： 250人程度

そ の 他： 広報かめおか7月号で広報

トルスカヴェーツ市（Truskavets）

ポーランドとの国境に近い、ウクライナ西部リヴィウ州の市。
温泉療法を行う保養地として古くから有名で、療養施設やリハビリセンターも
多い。優れた効果を持つ鉱泉・ミネラルウォーター「ナフトウシャ（「石油」
の意。温泉が独特なにおいを持つため）」で知られる。現在トルスカヴェーツ
市には多くのウクライナ国内からの避難民が滞在している。

〔面積：約 6.7 km²、人口：約 30,000 人〕



第8回世界青少年「志」プレゼンテーション大会を開催

1 趣 旨

世界の課題を解決し、世界平和を実現するために、志を立てて生きる若者たちが育ち、つながる場をつくるとともに、「志をつなぎ、良い世の中をつくる」ことの重要性を発信するため、「第8回世界青少年「志」プレゼンテーション大会」を実施する。

2 事業概要

(一社) 志教育プロジェクト主催のもと、10～22歳の青少年プレゼンターを日本全国・海外から募り、自らの志をプレゼンテーションしていただく。1次審査(動画)、2次審査(動画)を通過したファイナリスト12名が、11月30日のプレゼンテーション大会の舞台上で5分間のプレゼンテーションを行い、最優秀賞2名と優秀賞2名を決定し、表彰を行う。

○第8回世界青少年「志」プレゼンテーション大会(予定)

- ・日時 令和7年11月30日(日) 13時～
- ・場所 ガレリアかめおか2階大広間
- ・概要 開会セレモニー、プレゼンテーション(12名)、表彰
(前日にリハーサル、グループ交流等あり)

3 予 算

・平和推進事業経費

第8回世界青少年「志」プレゼンテーション大会開催委託料3,411千円

会場費(ガレリアかめおか借上)、パンフレット・チラシ等作成、大会運営費、ファイナリスト等関係者宿泊・交通費補助、表彰状等記念品等

令和7年6月議会

総務文教常任委員会 説明資料

○第4号議案

石田梅岩記念館に係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要＜令和7年度導入施設＞（総務文教常任委員会資料）

施設名	指定管理 候補者	申請内容							
		管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営	指定管理者に求める役割
石田梅岩記念館	公益財団法人 生涯学習かめおか財団	○ 亀岡市では、昭和63年3月に「生涯学習都市」を宣言し、「人間の尊重」という基本理念に沿った各種事業・施策の展開により、生涯学習まちづくりが進められており、郷土の生んだ教育者である石田梅岩先生の志を生涯学習の手本として今日に至っています。 こうしたことから、亀岡市の生涯学習施設として、石田梅岩記念館設置条例等を基本に、市民が自発的な生涯学習活動を積極的に展開できる場として活用していただくことを最大の目的とします。 ○ 石田梅岩の生誕地にある東別院町自治会や、これまでから記念館を中心に顕彰活動等を実践する財団法人石田梅岩先生顕彰会また、市内関係機関や国内の顕彰組織等との連携を深め、継承と発信に努めます。 ○ 梅岩の里生誕地整備実行委員会等で検討・協議された内容等を重視し、設置目的に沿うよう施設の管理・運営に努めます。 ○ 単に施設の貸出しを行うのではなく、石田梅岩記念館を活用して行われる生涯学習活動や事業等を積極的かつ継続的に支援します。 ○ 施設の機能を十分に活用した事業を通じて市民に利用方法を提示するなど、施設の有効利用を図ります。 ○ 安全・安心な施設運営を目指します。	○ 条例のほか、利用に関する規程等を詳細に定め、正しく運用することにより、公の施設として利用者へ公平・公正なサービスを提供します。 ○ 利用の予約について、重複した場合は優先順位をつけることなく抽選を行うこと等により、公平な利用機会を確保します。 ○ 障害がある人の合理的配慮を行い、安全確保に留意するとともに、利用者目線に立った丁寧な説明や対応に努めます。	○ 施設の設置目的を踏まえ、適正で効率的な運用を行うとともに、効率的な広報の展開を通じて施設利用の促進に努めます。その具体策として、 ・利用者からの意見・要望を積極的に聴き、改善や新規事業に活かしていきます。また、利用者アンケートの実施等により、利用者ニーズや満足度を適時に把握し、サービス向上に反映させます。 ・事務所等の窓口対応時に利用者から直接意見や要望を聞き、施設の運営方法、事業の企画等の改善に活かしていきます。 ・広域学習拠点として、電話・メール等による広域からの意見も受け付け、遠方の人からの声も参考にします。 ○ 施設利用料金の支払い方法の多様化に対応するため、クレジットカード決済等の導入を検討し、利用者の利便性の向上を目指します。 ○ 施設管理と事業等の展開について当法人が有する知識と経験を、利用者に対する多様な生涯学習活動のサポートを提供します。 ○ 災害時等における利用者の安全を確保し、迅速な対応ができるよう施設職員に防災・消防・救急に関する研修を受講させるなど体制づくりを図ります。	○ 施設利用に係る情報提供及び利用方法については、ホームページ等において施設案内・利用方法をわかりやすく紹介し、利用促進を図ります。 ○ 受益者負担の考えに基づき、適正な経費を負担していただき、市民負担が公平になるよう努めます。 ○ 施設の管理運営業務と事業の両立により、生涯学習施設の機能を発揮していきます。 ○ 市内小学校の全児童が就学中に1度は梅岩生誕地を訪れ、亀岡の先人や心学を学ぶ機会の提供に努めます。	○ 施設の利用促進等による収入の確保に努めるとともに、効率的な組織体制、再委託業務の精査等により管理運営経費削減を推進し、施設の経営基盤の安定化を図ります。	○ 施設機能を維持するため、定期的に保守点検を行い、利用者が安全で安心して利用できる施設を提供します。 ○ 利用者の安全確保を最優先とするとともに、常に細心の注意を払い施設設備の維持管理に当たります。 ○ 消防訓練の実施や救急救命講習等に参加するほか危機管理マニュアル、不審者対応マニュアル等を整備し危機管理体制の確立、充実を図ります。	【職員研修計画】 (1)実務研修 職員としての資質を高め、業務を遂行する能力と意欲を持った人材育成を図る。 (2)人権研修 人権問題に関する認識をより一層深め、人権感覚豊かな職員の育成を図る。 (3)派遣研修 外部から財団の現状を見つめ直すために他の施設の職員との交流を図ることや、先進的な施設の視察を実施する。また、生涯学習に関する研修会等にも参加し、広い視野を備えた職員養成を図る。 (4)OJTによるトレーニング 日常の業務内において、管理者や先輩が部下や後輩に知識や技能を身につけさせ、効果的な育成を図る。 【個人情報の保護の措置】 ○ 個人情報保護法(令和5年4月1日から施行)に基づき、適正な情報の保護及び公開に努めています。 ○ 公益財団法人生涯学習かめおか財団の特定個人情報取り扱いに関する規定(平成27年12月25日から施行)に基づき、個人番号を取り扱う事務及び特定個人情報等の範囲を明確にし、安全管理措置を講じています。	○ 亀岡市が運用する環境マネジメントシステムに則った取り組みを行い環境への負荷の低減に努めるとともに、これに伴う提案等を亀岡市に対して積極的に行います。 ○ 石田梅岩について知識を有する者や地元からの職員を雇用するなど、生誕地を含めた地域に密着した管理運営を図ります。

総務文教常任委員会 資料

令和7年6月23日（月）

教 育 部

亀岡市中学校給食 配膳室増築 事業計画書

【事業内容】

(1) 構造・規模

構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

規模：各階 3 5 m²程度 (×階数)

亀岡中学校	4 階建	配膳室面積	140	m ²
南桑中学校	3 階建	配膳室面積	105	m ²
大成中学校	2 階建	配膳室面積	70	m ²
詳徳中学校	2 階建	配膳室面積	70	m ²
亀岡川東学園	平屋建	配膳室面積	15	m ²

※亀岡川東学園は、既存前期課程の配膳室を拡張予定

【設計業務委託積算根拠】

積算根拠：国土交通省告示第八号（令和 6 年 1 月 9 日）

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

根拠法令：建築士法第 2 5 条

【事業計画】

令和 7 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給食配膳室建設			●	←	→	←	→	→	→	→	→	→
	6 月議会 補正予算議案上程			業務委託 入札期間		設計期間						
						当初予算						

令和 8 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給食配膳室建設		←	→	←	→	→	→	→	→	→	→	→
		工事起案 入札期間		工事期間								
				初年度 2 校（予定）								

※実施校数は現時点では（案）です

令和 9 年度

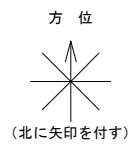
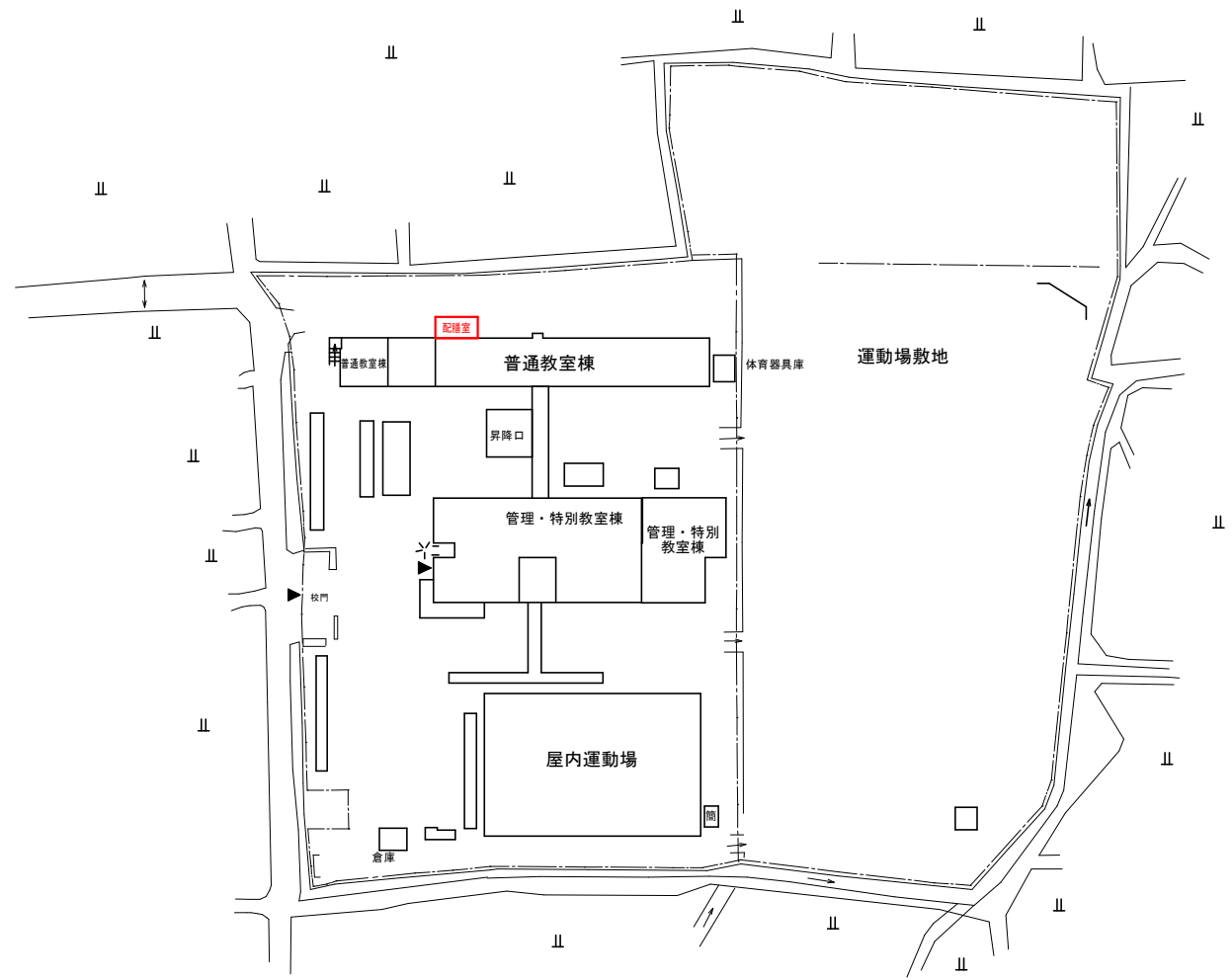
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給食配膳室建設	←	→	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	工事起案 入札期間			工事期間								
				次年度 2 校と亀岡川東学園（予定）								

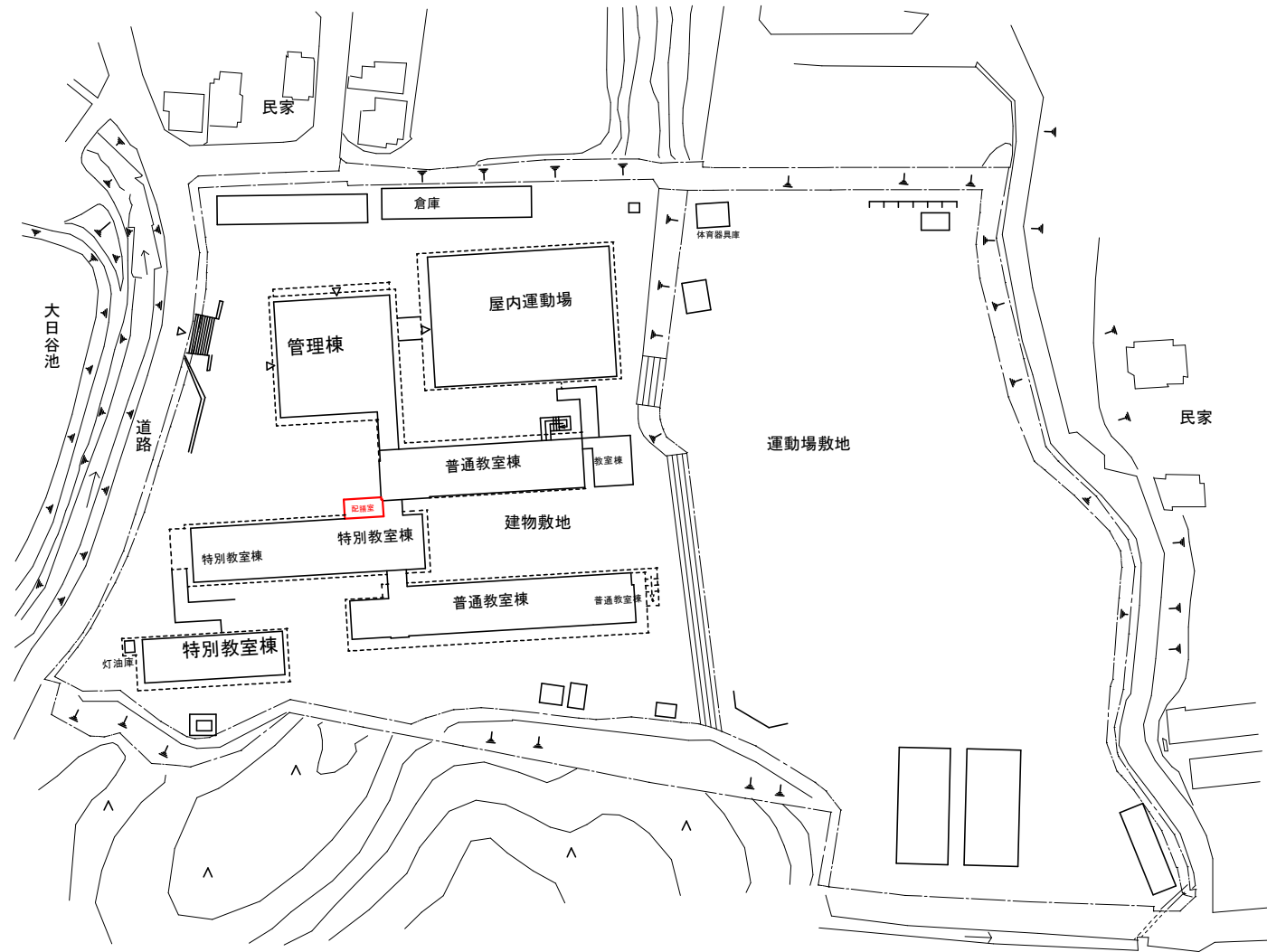
※実施校数は現時点では（案）です

施設の配置図	縮尺	1/1000 0 10 20 30 40 m	学校名	亀岡中学校	
--------	----	---------------------------	-----	-------	--



施設の配置図	縮尺	1/1000 0 10 20 30 40 m	学校名	南桑中学校	調査番号
--------	----	---------------------------	-----	-------	------

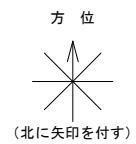
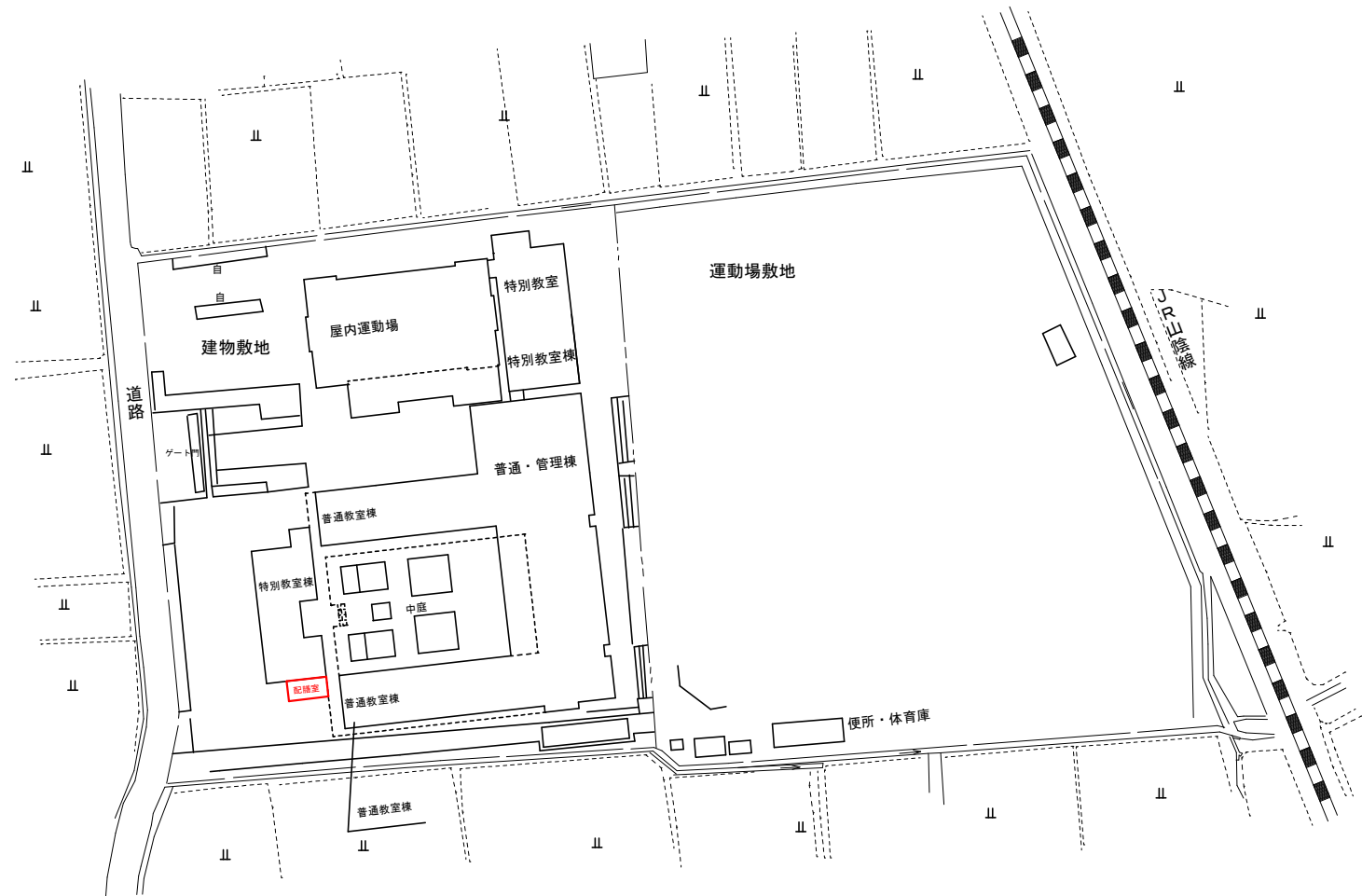


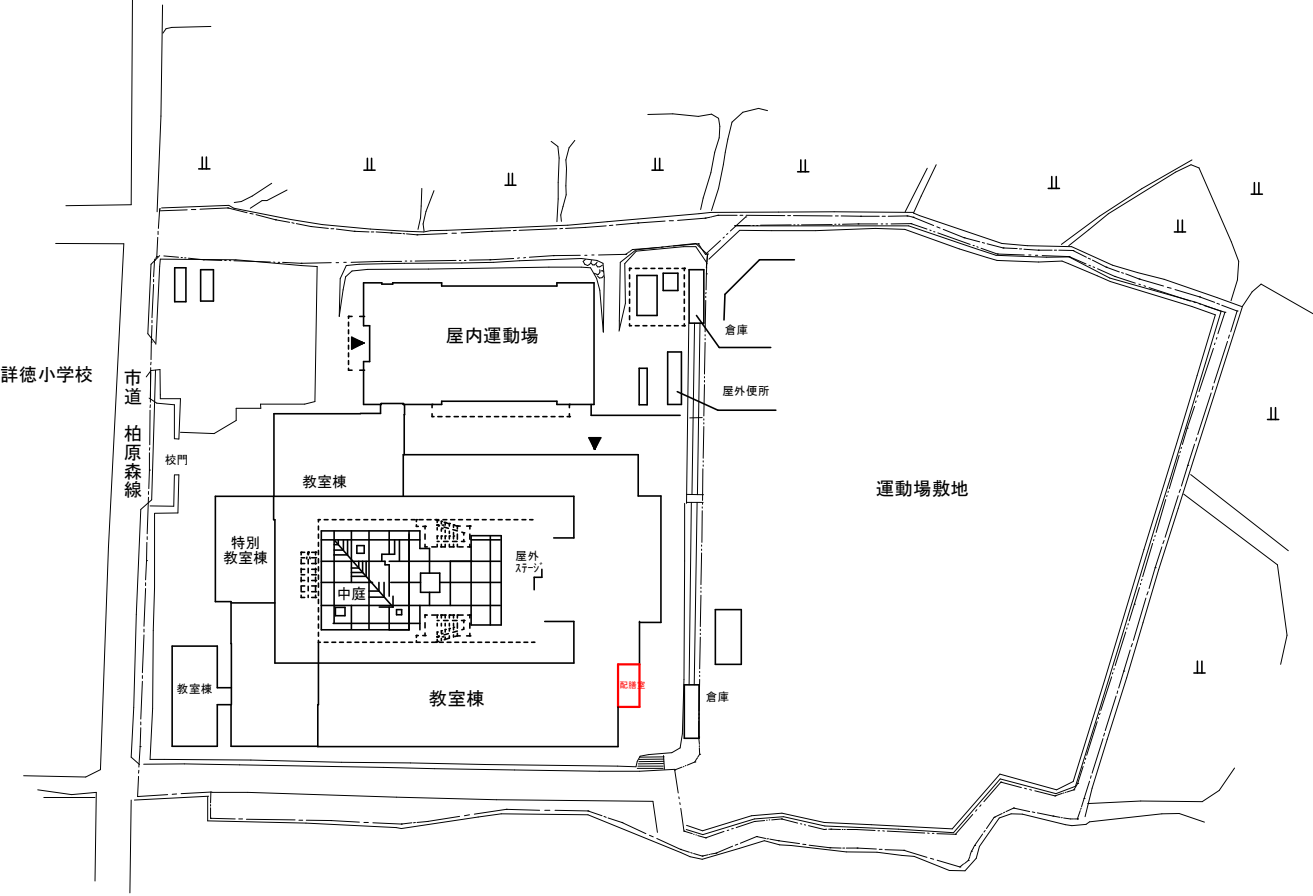


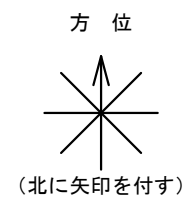
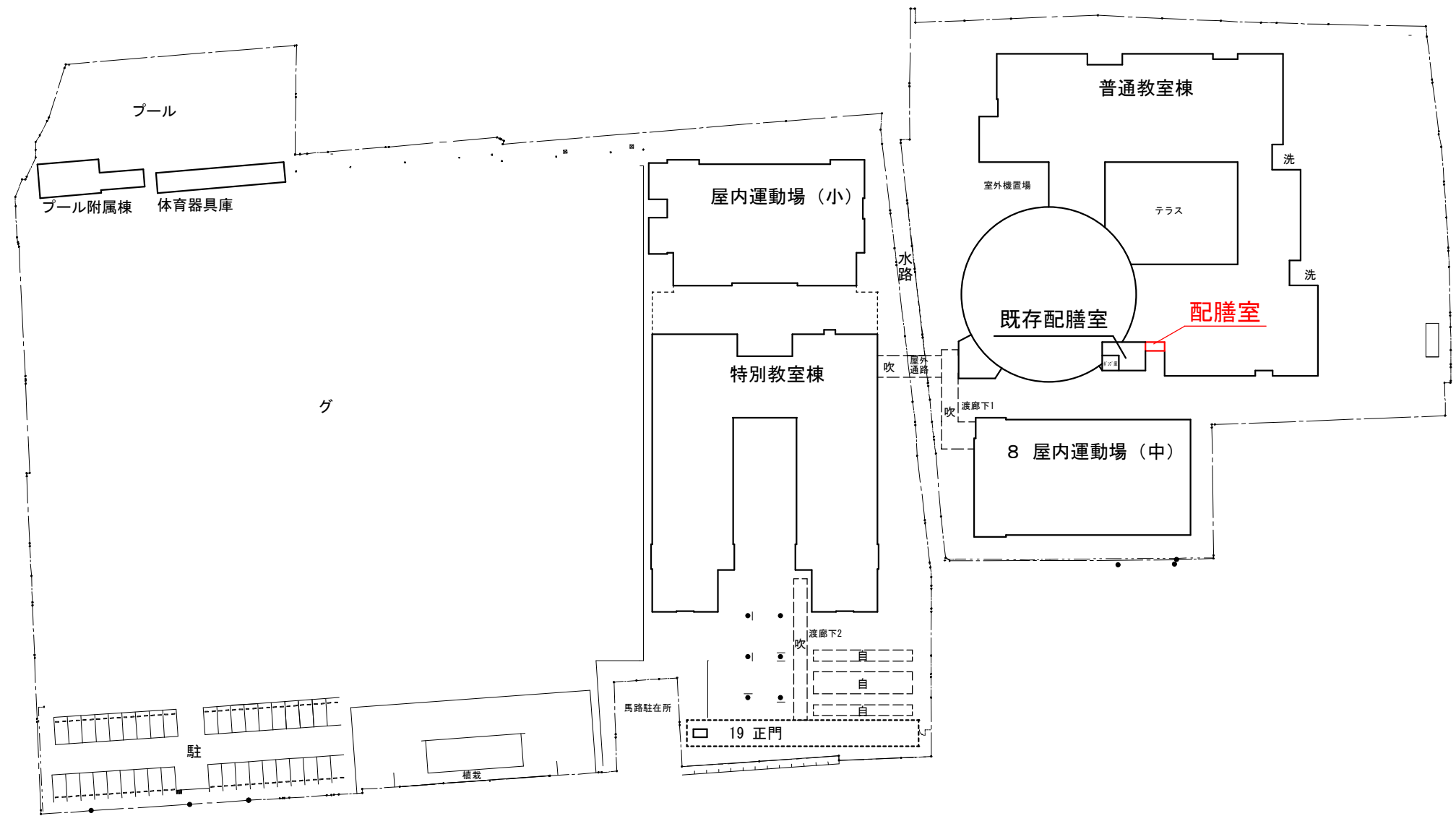
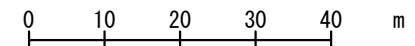
方位



(北に矢印を付す)







令和7年6月23日

総務文教常任委員会

【 行政報告 】

総務部

第 1 回 国際安全都市 アジア市民大会 in 京都・亀岡



飲食の販売も
あるよ！



8 / 2 Sat.
2025
10:00 ▶ 17:00

「セーフコミュニティ」に関する取組発表と、
みなさんの安全安心に関する啓発イベントです。

場所

ガレリアかめおか

01

開会式・基調講演

13:30 ▶ 15:10

事前防災の必要性について

内閣府大臣官房審議官（防災担当）
内閣官房 防災庁設置準備室 審議官

河合 宏一 氏



防災・復興における地域の
主体的な力を育てるセーフコミュニティ

国際セーフコミュニティネットワーク副理事長

チョ・ジュンピル 氏



02

事例発表

パネルディスカッション

15:15 ▶ 17:00

各市から防災・減災に関する取り組み、
事例発表を行うほか、亀岡市長と
国内外のセーフコミュニティ関係者が
意見交換を行います。

タイ・ナーン市長

ティアンスート スラポン 氏



亀岡市長
桂川 孝裕



03

安全・安心
イベント

10:00 ▶ 13:00

展示ブース

パトカーや
起震車を
見学・体験



ARで初期消火

デジタル空間で
消火体験。
子供でも安心！



交通安全めり絵

めり絵で交通
事故防止を
学べる！



スタンプラリー

全部集めて
ミニカーが
もらえる！



詳しく見る

駐車場の案内も
こちらから



国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書

陳情の要旨

現在、防衛力強化の一環として、軍事装備品を求める要求が多数出ています。しかし、去年のコメ不足で日本中が大騒ぎ、いかに日本の食の、安全、安心の政策は砂上の楼閣であると感じました。

この為、国に対し有事の際、国民が一年間食する事が出来るように、食糧の備蓄を大幅に増やし、食糧備蓄の予算は、防衛関連予算から出すことを求める意見書の提出をお願いする次第です。

陳情の理由

現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいます。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参入者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝されました。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われます。

しかも、日本の（令和5年度、農林水産省 出典：食料、農業、農村白書、）食料自給率は38%と先進国では最も低い食料自給率です。

よって、有事に備える為、国民が1年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、要旨のとおり陳情するものです。

令和7年4月15日

亀岡市議会議長

小川 克己 様

社会の歪を鋭く追及

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎ 0566-76-7465

令和7年5月28日

亀岡市議会議員
小川 克己様

〒615-8035

京都府西京区下津林芝ノ宮町 31 プリオール桂 105 号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 81 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択・趣旨採択されました。（資料1）

陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。また勧誘を受けた職員の7割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声があがりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。

港区では調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。（資料2）

東京都議会3月議会においては、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し、総務局長は「庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止である」と明言しました。

同じく亀岡市役所庁舎管理規則（物品の販売等の禁止）では

第16条 何人も庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為で庁舎の管理上支障がないと認められるもので、管理責任者が承認した場合は、この限りでない。（1）物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為

とあり、政党機関紙の勧誘・配達・集金も許可を受ける禁止行為であります。

そこで情報公開して確認しましたら、日本共産党亀岡市議会議員団から承認願の申請があり、3名の共産党議員に「配達・集金」の行為承認書が発行されておりました。これは、勧誘は禁止されているということになります。（承認願と行為承諾書を参考に添付）

2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も108にのぼります。

亀岡市議会においては、3月議会に京都府民の会が出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は審議しましたが結果は採択されず「行政に伝える」でしたので、アンケートは実施されておられません。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは厳守していただきたいと思い、再度陳情を提出いたしました。一部政党が主張するように「政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動」というのは当然だとしても、一方で、庁舎内では無許可の営業行為は管理規則で禁止されており、同様に、民間のマンションやアパートでも「営業目的の訪問・勧誘活動を禁止」している施設も少なくありません。こうした施設内での勧誘活動は、住民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものです。さらに多くの住民が利用する庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第36条「政治的行為の制限」で求められています。

議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思います。以下、陳情2項目を議会に求めます。

<陳情項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為がおこなわれてきた経緯があれば、今年から改めてください。
- ② 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請をする場合は、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して、職員に寄り添ったアンケートを実施し、判断材料するように議会から行政に要請するようにしてください。

【資料 1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（81自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市	千葉県	■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市	
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町		東京都	■ 港区 ■ 目黒区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市	岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市				愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村				大阪府	■ 大阪狭山市
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	兵庫県			■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市	
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村	神奈川県	■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	岡山県	■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町	
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町			熊本県	■ 荒尾市	
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町			鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市	
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町					

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在108自治体）

自治体職員
議員から守る

事実上の上下関係背景

読売新聞
令和6年3月24日付

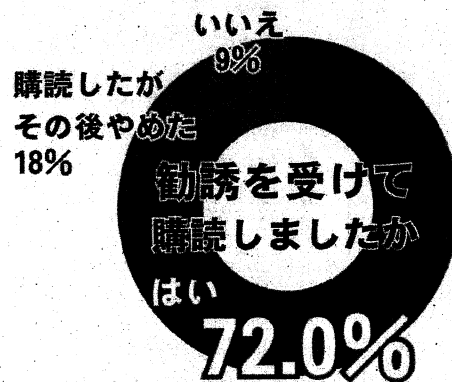
地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。(新聞記事より)

で、歪無の政
係らが有紙行す
関がれの関・ま
のなぞ覚機これ
等し、自党議ら
対かばの政ばめ
はしれ員うれ求
に。あ議伴あがす
的とが。をが策ま
来こ為す力」対し
本の行ま庄態な致
は然トじ「実格い
員当ン転ずの厳願
職はメにら誘のお
どるス係わ勸方を
員ある関関読双処
議あハなに購の善

【資料 2】 都内自治体の職員アンケートの結果事例

港区

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等
円グラフは調査結果に基づき本会で作成（原本はQRコードよりご参照いただけます）



対象：管理職 100名 回答 67名（回答率 67.0%） 期間：令和 6 年 10 月 25 日～11 月 6 日
結果：区議会議員から勧誘を受けたと 9 割強（61 人）が回答。勧誘された職位は、9 割以上が課長または係長。勧誘を受けた際、8 割（48 人）が心理的圧力を感じた。勧誘を受けて、7 割強（44 人）が今も購読している。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない」「購読を断わることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

- (1) 回答総数：40 件
(2) 意見要旨：以下のとおり

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘密情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、集金や配達をすることは是正すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない。	10
3	購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにして欲しい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6
7	経済的な負担となっている。	4
8	個人での解約を後押しできるような通知などを出して欲しい。	2
9	政党の考え方や世の中の動きを多角的に把握するためには役立っているように感じる。	2

※ 1 人の回答者が複数内容の意見を回答している場合もあるため、回答総数と表中の意見数の合計は一致しません。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願 (令和 6 年 3 月採択)

賛成した会派
自民党議員団、みなど未来会議、
公明党議員団、港区維新・無所属、
参政党の会

反対した会派
共産党議員団
港区れいわ新選組
みなど政策会議

※ アンケートは請願採択を受け実施

その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為
(勧誘、配達、支払い場所等)について
ご意見があれば記入してください。



港区では調査結果を踏まえて、令和 7 年 3 月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。



都内自治体の職員アンケートの結果事例②

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査
令和6年10月15日～10月29日実施(区職員348人が回答)より抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が[]議員から私費で新聞「[]」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。

また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

[]の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

業務中に[]の集金で執務室内に勝手に入る

[]の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。
朝の早い時間に新聞を机の上に置かれていますが、通常の業者であれば執務時間の内
外を問わず事務室には入れません。以前はヤクルトや牛乳を自席にもってきて販売
していましたが、今は販売は認められていません。
議員(事務員)さんが配っておられるのであれば、どのような根拠でしょうか。[]
[]の販売だけが認められ、議員や事務員が執務室内を自由に歩き回れる根拠がある
ならば示していただきたいと思います。

[]は板橋区がアンケート公表時に黒塗り



都内自治体の職員アンケートの結果事例③

町田市

特定政党の市議が、度重なる通達にも関わらず、
庁舎管理規則に反して、勧誘活動を継続していたことが判明

2019年に4度目の職員通達

「庁舎内の物品販売は禁止事項であり、政党の機関紙等を購入する行為を厳に慎むこと」

「赤旗」庁舎内購読自粛を通達 東京・町田市、管理規則に抵触

東京都町田市が、共産党の機関紙「しんぶん赤旗」を含む政党機関紙を庁舎内で購入することを自粛するよう求める通達を今月、全職員に出していたことが21日、分かった。同市は平成26年度以降、3回にわたって同様の通達を出したが、同市の共産市議が最近でも市職員に庁舎内で赤旗を配布したり、購読料を集金したりしていた事実が判明し、こうした行為が庁舎管理規則などに抵触する可能性があるかと判断した。

通達は今月5日付。同市によると、8月中旬から下旬にかけて、市職員を対象に同紙の購読状況などに関する調査を実施。その結果、職員7人が庁舎内で私費で購読していた。共産市議が庁舎内で直接、同紙を手渡し、集金行為もしていたという。

同市の庁舎管理規則などでは、無断で物品の売買などを庁舎内で行うことを禁じている。これを踏まえ、同市は一連の行為が同規則などに反する可能性があるかと判断。高橋豊副市長名で「政党の機関紙等を購入する行為を慎むこと」などと記載した通達を出した。同様の通達は26年度以降、4度目となる。

庁舎内での通達内容の徹底を図るため、同市は今月18日から26日まで、職員の購読状況の再調査を実施している。21日時点で購読を継続していると回答した職員は報告されていないという。産経新聞 2019年11月21日付

4度目の通達文 町田市が職員に通達した

庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図られたい。

この旨、命により通達する。



狛江市

議員の独自調査で、複数の管理職の証言を紹介。市総務部長は、購読勧誘等が長年慣習として行われてきたと認め、「（市の）政治的中立が疑われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。

